

令和8年度大分県広報紙広告掲載に関する契約書（案）

- 1 広告掲載号 県広報紙「新時代おおいた〇・〇月号」 〇面 〇枠
- 2 広告料 〇〇〇円

大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と 〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和8年度大分県広報紙広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

（目的）

第2条 乙は、この契約書のほか、「大分県広報紙広告掲載要綱」及び「広報紙広告掲載事業に関する注意事項」に基づき、大分県広報紙に広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

2 乙は、甲の指示に従い、善良なる管理者の注意義務を以て業務を行わなければならない。

（契約金の納付方法）

第3条 乙は、県広報紙への広告掲載の契約金として、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

2 乙は、契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未支払金につき、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合は、この限りではない。

（契約金の減額）

第4条 甲は、甲が認める自然災害等特別な理由により契約金を減額する場合は、広報紙発行回数、広告掲載回数及び枠数等により算出するものとする。ただし、当該金額には利息を付さない。

（広告等の提出）

第5条 乙は、甲の定める期限までに原稿等を甲に提出しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（甲の解除権）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる

る。

(1) 乙の責めに帰すべき事由によりこの契約に違反したとき

(2) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第8条 乙は、甲の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除によって生じた甲の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

（契約の費用等）

第10条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第11条 契約締結後、広告掲載までに甲、乙の双方の責めに帰することのできない理由により発生した損害については、甲、乙協議するものとする。

（定めのない事項）

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙